

2021年3月15日

日本実務教育学会 倫理規定

日本実務教育学会は、学会員が遵守すべき倫理コードとして、次のとおり「日本実務教育学会倫理規定」を設ける。

条	項・号
第1条 基本的人権 の尊重	日本実務教育学会及び会員は、基本的人権を尊重し、人種、信条、性別、社会的身分、年齢等を理由として差別的な取り扱いをすることなく、研究・教育及び社会活動に努めなければならない。
第2条 社会的責任 の自覚	本会及び会員は、自身の研究・教育及び社会活動の意義・影響を自覚し、個人及び社会の幸福・福祉に寄与することを目指して、誠実な活動に努めなければならない。
第3条 研究・教 育・実践倫 理の遵守	<ol style="list-style-type: none">1. 本会及び会員は、自身の研究・教育・実践がその対象や広く社会に対して与える影響を自覚し、倫理に反する活動を行ってはならない。2. 本会及び会員は、研究・教育・実践にあたってインフォームド・コンセントを適切に行うとともに、これらを通じて知り得た情報を不当に使用せず、守秘義務を守り、とりわけ個人情報の保護及び基本的人権の尊重に努めなければならない。3. 本会及び会員は、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、その他のハラスメントにあたる行為をしてはならない。4. 本会及び会員は、剽窃やデータの捏造、その他研究不正にあたる行為をしてはならない。5. 本会及び会員は、研究資金を適切に取り扱わなければならない、利益相反にあたる行為をしてはならない。
第4条 専門的能 力・倫理観 の追求	<ol style="list-style-type: none">1. 本会は、研究・教育・実践の質を高めるとともに、関連する倫理の啓発を推進するため、会員及び関係者・関係組織が研鑽・連携するための機会を創出すべく努めなければならない。2. 会員は、実務能力・教育指導力・研究能力及び倫理観を維持・向上すべく、他の会員や関係者・関係組織と連携・研鑽しなければならない。
付則	<ol style="list-style-type: none">1. 本規定は、2021年3月20日より施行する。2. 本規定の変更は、役員会の決議により決定する。

以上